

派遣留学中の演習科目、卒業論文の取扱いおよび集中講義の履修申告について(重要)

● 留学中に修得した科目の単位の取扱いの原則 ●

留学中に修得した科目の単位は、教員の事前の了承を得た上で、帰国後に「本学で開講される授業科目(演習や卒業論文も含む)の履修」として読替えの申請を行うことができ、教授会での承認を経て単位認定を受けることができます。

ただし、留学のため本学で受講できない科目のうち以下については、一定の条件のもとに履修できる場合があります。履修方法等を※「担当教員」と相談の上、国際教育交流センターまで申し出てください。

(1) 演習科目(科目での読替えができない場合)

担当教員から事前の了承を得た上で、留学前もしくは留学後に※¹「対面授業」を受け、規定された授業時間数を確保してもらうことで、履修が可能となります。

※¹ 対面授業の方法としては、毎週授業を受ける方法のほか、状況に応じて(担当教員と相談しながら)半期ペア科目や集中講義方式を組み合わせるという方法もありますが、規定された授業時間数の履修(対面授業)が必要です。

(2) 必修の卒業論文(科目での読替えができない場合)

担当教員から事前の了承を得た上で、対面指導にEメール指導等を加えて対応してもらうことで、論文の提出が可能となります。その際は、さらに別の手続が必要となります(手続については国際教育交流センターまで問い合わせてください)。※ **必修ではない卒業論文の履修については、原則認められません。**

(3) 集中講義(履修申告の時期に帰国しておらず自分で申告ができない場合)

所属学部の国際教育交流センター所員(以下センター所員)を通じて履修申告をすることが可能です。

● 上記(1)、(2)、(3)の場合の履修申告の方法 ●

上記項目(1)、(2)、(3)の方法で、留学中に講義が開始される演習科目(通年・半期両方)卒業論文、もしくは帰国後に開講される集中講義を履修する場合は、必ず履修申告時期(4月、集中講義は4月又は9月)に申告を行わなければなりません。

ただ、留学中により学生本人は申告できないため、「担当教員又はセンター所員」に委任して履修申告を行ってもらうことができます。

まず留学前までに担当教員((3)の場合は学生所属学部のセンター所員)と履修計画を相談し、その結果を「派遣留学生履修計画予定表(履修申告委任用)」に記入し、「委任状」とともに国際教育交流センターに提出します。国際教育交流センターは学生の所属する学部の国際教育交流センター所員を通じて学部教授会または常任委員会の承認を得、これを受け学務第一課が履修登録を行います。(読替えを行う場合は、履修申告を行う必要はありませんので、委任状も必要ありません。)

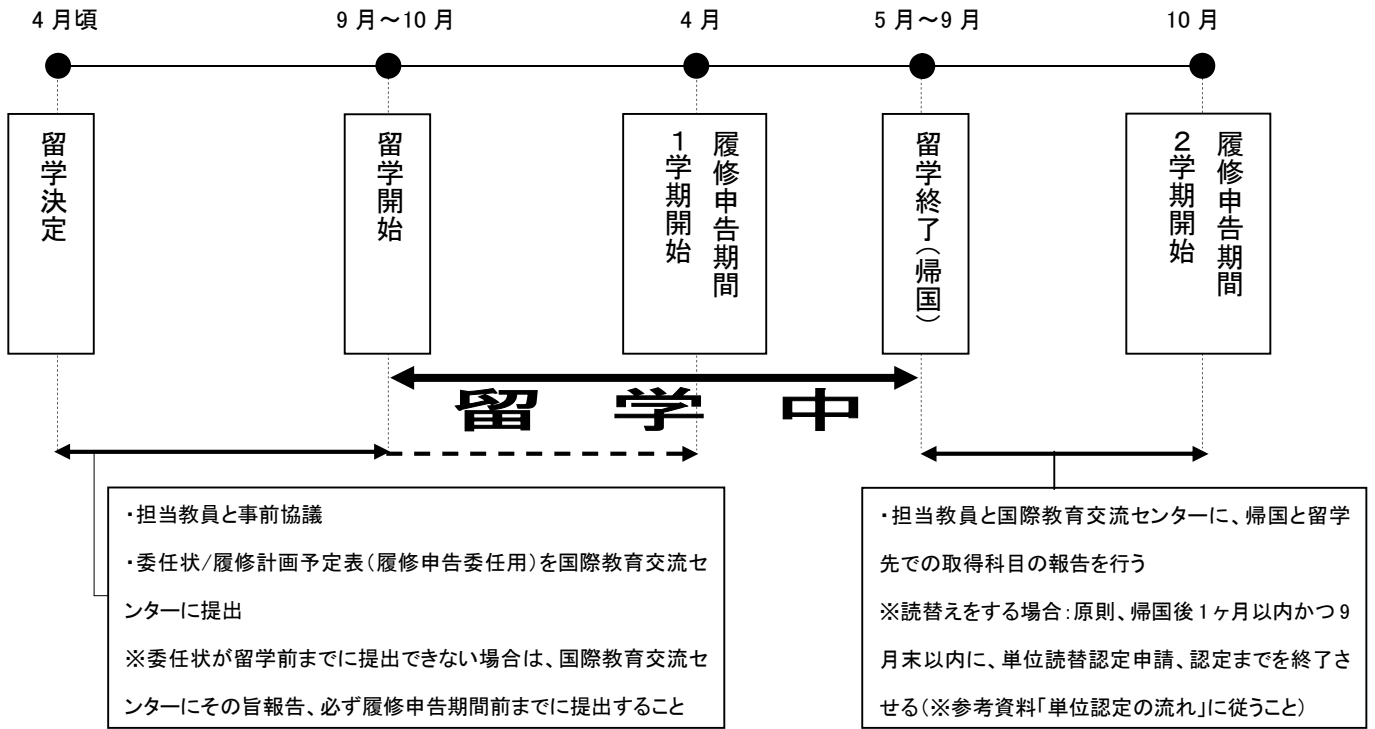
※ ここでいう「担当教員」とは、本学での科目担当の教員(演習科目の場合は演習指導教員、卒業論文の場合は、卒業論文指導教員)をいいます。演習科目、卒業論文の科目の読替えや、読替え以外による留学中の履修については、必ず留学前に、担当教員から了解をもらわなければなりません。

※ 留学前までに演習科目が決定しておらず、留学中に演習科目の履修を希望している学生(主に2年生の8,9月と2,3月に留学を開始する学生)は、留学前・留学中に、教員(所属学部学科の教員かつ国際教育交流センター所員の教員)と相談しながら演習科目を決定していきますので、なるべく早く国際教育交流センターに相談に来てください。

派遣時期別チャート(演習・卒論)

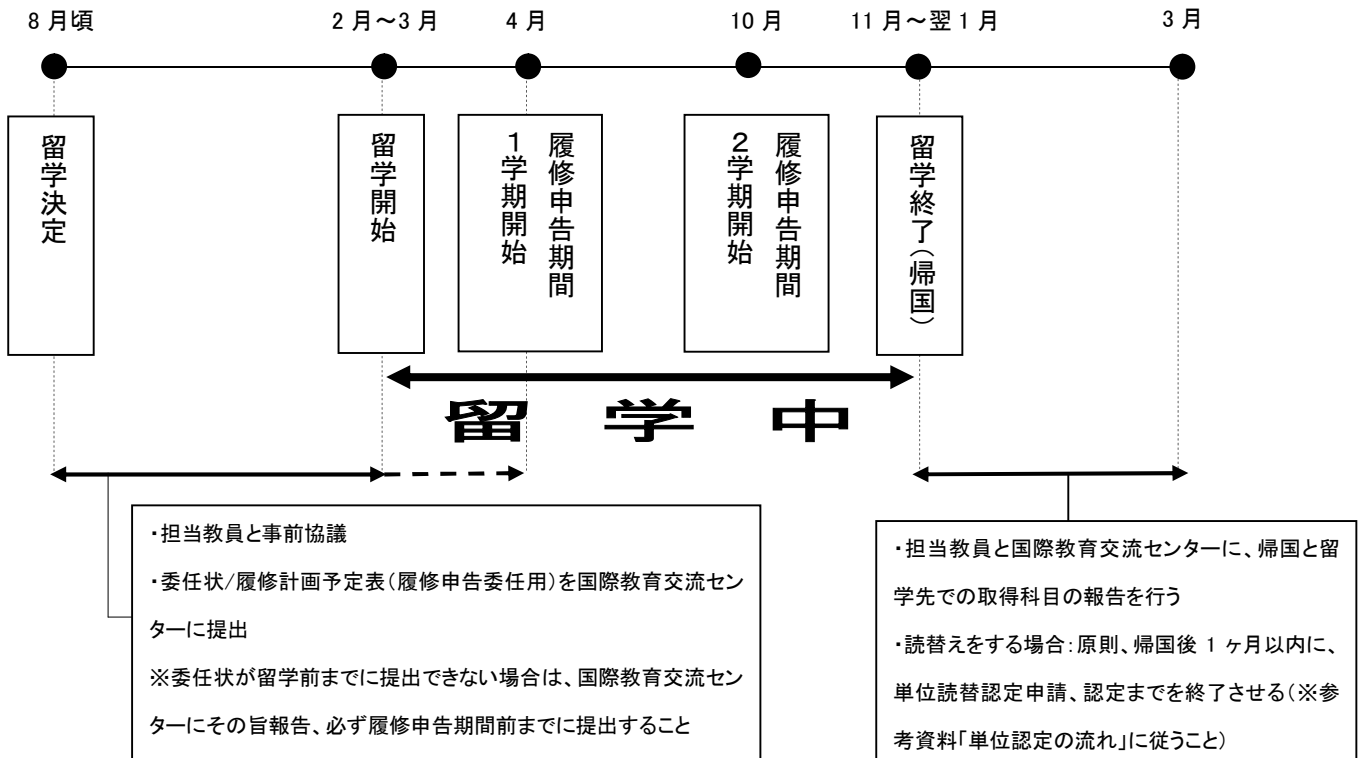
参考3

*****【派遣開始時期 秋(8月～9月)】*****



*ここでいう委任の内容は、留学中の4月に開始する(演習科目もしくは卒業論文について、学生本人の代わりに学生本人から委任を受けた演習、もしくは卒業論文担当教員が、学務第一課に履修申告するというものです。2学期に開始される演習科目や通常科目については、10月の履修申告期間に学生本人が申告します。

*****【派遣開始時期 春(2月～3月)】*****



*ここでいう委任の内容は、留学中に開始する演習科目もしくは卒業論文について、学生本人の代わりに学生本人から委任を受けた演習、卒業論文もしくは担当教員が、学務第一課に履修申告するというものです。